

補助金調書

補助金名	福岡市公衆浴場事業振興対策特例措置利子補給金			担当課 (連絡先)	保健医療局保健所地域衛生部 医薬務・衛生推進課 (TEL 092-791-7272)	
交付先	個人	普通公衆浴場営業者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助金は、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の規定に基づくものであり、補助対象者は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された公衆浴場生活衛生同業組合に加入している普通公衆浴場営業者に限定している。					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	52	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の規定に基づき、福岡市公衆浴場事業振興資金を借受けた者に対して利子補給金を交付し、金利負担軽減をはかることで、公衆浴場を確保し、市民の健康増進に寄与することを目的とする。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	普通公衆浴場を取り巻く経営環境は、利用者の減少、燃料費の高騰等により、極めて厳しい状況であり、融資の金利負担は更に経営を圧迫するものと考えられる。当該補助を継続することは、市民の健康の増進等に関し重要な役割を担っている公衆浴場の確保につながるものであることから、終期の延長が必要であると判断したものである。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 福岡市公衆浴場事業振興資金の利子 ・利子補給金の対象限度：融資額200万円以内 ・利子補給金の対象期間：借受日から3年以内 ・利子補給金の額：融資残高に約定利率を乗じて得た払込済利子（延滞利子を除く）				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	2 件	2 件	2 件	2 件	
	80 千円	20 千円	23 千円	15 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	福岡市公衆浴場事業振興資金の借受者に対する利子の補給					
補助金交付 による効果	福岡市公衆浴場事業振興資金の金利負担を軽減し、公衆浴場の経営を安定させ、もって市民が公衆浴場を利用する機会の確保と市民の健康増進に寄与する。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。